

（仮称）子ども条例検討専門部会（第1・2回）の内容について

1 第1回（仮称）子ども条例検討専門部会の内容について

【第1回の内容】

- (1) 本日の会議スケジュール確認
- (2) 【講話】子どもの権利条約及び児童福祉法改正について
～自治体で制定する子どもに関する条例との関係～
講師：山梨学院大学大学院法務研究科 研究科長 荒牧重人氏
《質疑応答》
- (3) （仮称）子ども条例制定に関するこれまでの経緯について
- (4) 今後の専門部会開催スケジュール（案）について
- (5) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について（自由意見）

(4) 今後の専門部会開催スケジュール（案）について

- ・5月に審議会の答申をするために、4月中には専門部会としての結論を出さなければならない。理想の条例はありえないので、今の西東京市の子ども達の状況を少しでも進める内容を盛り込んだ条例にしたい。
- ・条例が出来たことによって、それぞれの子どもの関わる施設・機関等で、何がどのように前進していくのかという視点が、条例検討には非常に大切である。

(5) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について（自由意見）

※部会長より部会員ひとりずつ聞取りを行った。

- ・近年、子どもへの虐待が大きな問題となっている。「生きる権利」をどう子ども達に与えていくのか。ということを考えていきたい。
- ・学校において「安心・自由・自信を与える学校づくり」を掲げているが、「子ども達に自由を与える」ということに抵抗感を持たれることがある。しかし、子ども達が「ノー」と言える・選択できる自由を与えることだと説明すると納得してもらうことができる。市民に対しても条例について周知していくことが大切だと思う。
- ・差別について考えていきたい。東日本大震災のことで、様々な子どもが様々な差別を受けて、自死を選ぶ子どももいる。生きる権利にもつながるものだと思う。
- ・養育を受けられない子ども、具体的には食べられない子どもについて考えていきたい。
- ・子どもの最善の利益のために、個人が「**しないといけないな。」と思えるものにしたい。
- ・子どもがいることは幸せだということをもっとアピールしたい。そう思っている人は沢山いると思うが、表に出す意見はネガティブなことになりがちである。条例ができることで、「子どもいて幸せですね」という雰囲気醸成できると良い。
- ・条例が制定されたとしても、市民に周知され、個人の意識が変わってこない意味がない。
- ・子どもの権利については、とてもアンビバレントなもので、すべての子どもを見守るとしたときに対立するような関係性の場合には対応が難しくなると思う。
- ・児童福祉法では改正前は「すべて国民は～」という表現で、自分のことだと思えた。改正後は子どもが主語になっており、読む人によっては抵抗を感じてしまうと思う。読み手が自分のことだと思えるような条例にしたい。
- ・当事者となる子どもがどう感じているか、条例づくりにも子どもの参加が必要だと思う。
- ・既存の取組みも実は子どもの権利を実現していることだ。と気付けるようになると良い。

2 第2回（仮称）子ども条例検討専門部会の内容について

【第2回の内容】

- (1)（仮称）子ども条例に盛り込む内容について
- (2) 子どもの意見聴取の方法等について

(1)（仮称）子ども条例に盛り込む内容について

※第1回専門部会の資料5を使用して説明。

- ・権利のカatalog（子どもの権利条約に記載のある内容）については、その考え方を前文に記載している自治体や、「全ての子どもに優しい町」というテーマから6項目を条文に盛り込んでいる自治体などがある。
- ・子どもの社会参加のための取り組みとして「子ども会議」を制度化している自治体もあるが、制度があっても使われるのかよく考える必要がある。
- ・もっとも条例で規定する必要があるのは、子どものSOSを受け止める機関である。
- ・条例の内容を推進する仕組みとして「行動・推進計画の策定＞計画の実行＞実施の検証」が盛り込まれると、実行力のある条例になるのではないか。
- ・いじめに関することは、盛り込む内容として必須だと感じている。
- ・学校に楽しく通っている子どもだけでなく、つらい思いをしている子どものことを考えていきたい。自死のこともあったので、「生きること」を伝えられる内容にしたい。
- ・総合的な条例になるので、他の条例・計画との関係性をどうするか…。
- ・制定する条例が、市民が自分の身近なところでどんな意味があるか理解できるものにしたい。
- ・子どもが「ひとりの人間なんだな。」「西東京市の市民なんだな。」と思えるようになると良い。

(2) 子どもの意見聴取の方法等について

※資料1、資料2、配布資料を使用して説明

- ・アンケートの目的をどこに置くのか。聞き取る項目を知ったことによって、条例案にどう影響するのか。
- ・意見聴取の目的は、子どもの実態を知り、それを条例案に反映していくこと。また、子どもに条例づくりをしていることをPRしていく面もある。
- ・すでに他の部署で実施しているアンケートがあれば、使えるデータはそちらを使用したい。
- ・以前、児童館関係の調査で、子どもが子どもにインタビューしたことがある。小学校のボランティア委員会に頼めないか。
- ・前回の条例検討時から今までで大きく社会問題となっているのは、貧困であろう。
- ・子ども食堂は市内に7箇所ある。
- ・関連する施設・団体すべてに意見聴取をするのは時間の制約がある中で現実的ではない。対象を絞る必要がある。
- ・外国籍の子どもや児童養護施設では話を聞きたい。あまり表に出てこない子どもの声を反映することは良いことだと思う。
- ・児童養護施設の利用者への前回意見聴取内容は、第三者評価のものと重複している。ショートステイで来所する子どもへのヒアリングもよいと思うが、まとめて何人も一度に聞くことはできない。

- ・自己肯定感については聞く必要性があるのか。虐待を受けてきている子どもは、自分のことが好きとは思わない。
- ・前回のアンケートはよくできているが、ヒアリングするとなると選択肢が多すぎる。一番知りたいのは、困ったこと、悩んだこと、そのときどうしているか。
- ・ネガティブな質問から入るのではなく、肯定的なメッセージが入らないと答えてもらうのはなかなか難しいと思う。困難な状況にある子どもに届くものにしたい。
- ・ドイツのベルリンでは、団地の公園を改装するために、4歳の子どものにもヒアリングしている。そういうことで、自分の意見を聞いてくれる大人がいることが伝わる。
- ・就学前の子どもへの意見聴取もやるべきだと思う。
- ・悩み・困りごとを持つ子どもに経年で意見聴取を行っていくと、その子どもの成長や、悩み・困りごとを乗り越えたときにはその経験を聞取ることができるのではないか。
- ・同一の子どもに経年で意見聴取を行うことは、条例出来た後の評価につながるものだと思う。
- ・意見聴取を行う対象としては、外国籍の子ども、障がいを持つ子ども、LGBT、高校生、子ども食堂に集う子ども、行政以外の子どもに関する施設・機関などにも行っていきたい。特に外国籍の子ども、障がいを持つ子どもの意見聴取は行うべきか。最近の関心の高まりでいくとLGBTに関連する内容も必要だと思う。
- ・特に意見聴取したい内容としては、「子どもの相談・救済」「子ども参加」「居場所づくり」に関すること。
- ・市民まつりでの意見聴取は実施するものとして、準備を行う。